

稲美町教育委員会基準第 1 号

稲美町アーバンスポーツ施設(スケートボードパークエリア)有料広告掲載 に関する基準

(目的)

第 1 条 この基準は、稲美町有料広告掲載に関する要綱(平成 19 年稲美町要綱第 2 号。以下「要綱」という。)第 5 条の規定に基づき、要綱第 2 条第 3 号に定める町が設置する稲美町アーバンスポーツ施設(スケートボードパークエリア)に掲載する広告に関する基準を定めることを目的とする。

(掲載申込み)

第 2 条 広告申込者は、稲美町アーバンスポーツ施設(スケートボードパークエリア)広告掲載申込書(様式第 1 号)に掲載しようとする広告の版下又は版下に準ずる電子データを添えて、掲載を希望する月の前々月の末日までに町長へ提出するものとする。この場合において、同一広告主による掲載は、2 枠を限度とする。

2 申込みが掲載可能な枠数を超えた場合は、広告申込者に掲載月、枠数の変更を求める場合又は抽選により決定する場合がある。

(広告掲載の決定)

第 3 条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、稲美町広告掲載審査会(以下「審査会」という。)において広告掲載の可否を決定し、稲美町アーバンスポーツ施設(スケートボードパークエリア)広告掲載決定通知書(様式第 2 号。以下「広告掲載決定通知書」という。)により、広告申込者に通知するものとする。この場合において、広告申込者は、審査会が原稿の修正を求めた場合は、それに応じなければならない。

2 広告掲載決定通知書を受けた広告申込者は、町長が指定する日までに第 4 条に定める掲載料を納付しなければならない。

(広告の規格等)

第 4 条 広告の規格、掲載位置及び 1 枠当たりの掲載料は、次の表のとおりとする。

規格	掲載位置	掲載料(1 枠、1 月につき)
縦 865mm×横 1,945mm	施設内の町が指定する場所	5,000 円

2 広告の掲載期間は 1 か月単位とし最短でも 6 か月以上の申込みとする。連続する広告の掲載期間は最長 3 か年とし、再掲載は 2 回まで(又は最長 9 年間まで)可能とするが、町長が

特に認めた場合はこの限りでない。なお、広告の掲載を延長(再掲載)する場合は、基準第2条に基づく期間までに申し込むものとする。

(広告掲載料の返還)

第5条 既納付の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、町長は、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項規定において還付する広告掲載料は、取消日の翌日以降に掲載されなかった日数に応じ日割りにより算出した額とする。

(広告の掲載方法等)

第6条 広告の掲載方法は、施設への固定又は貼付によるものとし、広告主の責任において行うものとする。また、掲載期間が満了する場合は、広告主の責任において掲載期間が満了するまでに撤去するものとする。

2 広告掲載時、広告掲載期間中及び広告撤去時に広告の掲載箇所に損傷等が生じた場合は、広告主の責任において現状回復するものとする。

(広告掲載の辞退)

第7条 広告掲載の決定後にやむをえず掲載を辞退する場合は、稲美町アーバンスポーツ施設(スケートボードパークエリア)広告掲載辞退届出書(様式第3号)を速やかに町長へ提出しなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第8条 町長は、要綱第10条の規定により広告掲載の決定を取り消した場合は、稲美町アーバンスポーツ施設(スケートボードパークエリア)広告掲載取消通知書(様式第4号)により、当該広告主に通知しなければならない。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。